

新宮町告示第3号

平成30年第1回新宮町議会臨時会を次のとおり招集する

平成30年1月23日

新宮町長 長崎 武利

- 1 期 日 平成30年1月26日
 - 2 場 所 新宮町議会議場
-

○開会日に応招した議員

上畝地白馬君	森 秀司君
安武 寛憲君	庵原 伸一君
大牟田直人君	高木 義輔君
横大路政之君	牧野真紀子君
松井 和行君	北崎 和博君

○応招しなかった議員

なし

平成30年 第1回(臨時)新宮町議会 会議録(第1日)

平成30年1月26日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年1月26日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第1号議案 専決処分について(平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について)
- 日程第4 第2号議案 専決処分について(平成29年度新宮町一般会計補正予算について)
- 日程第5 第3号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第4号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第5号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第6号議案 平成29年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第9 第7号議案 平成29年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 第8号議案 平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第11 第9号議案 平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第12 第10号議案 平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第13 第11号議案 平成29年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第14 第12号議案 平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第13号議案 平成29年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第16 第14号議案 工事請負契約の変更について(緑ヶ浜地区下水道管渠築造工事(第7工区))
- 日程第17 第15号議案 財産の取得に関する契約内容の変更について(新宮町消防団第11分団積載車更新)
- 日程第18 報告第1号 損害賠償額の決定及び和解について(分別収集回収ごみの飛散による車両損傷)
- 日程第19 報告第2号 損害賠償額の決定及び和解について(旧相島じん芥処理場付帯設備落下による建物損傷)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第1号議案 専決処分について（平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について）
- 日程第4 第2号議案 専決処分について（平成29年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第5 第3号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第4号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第5号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第6号議案 平成29年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第9 第7号議案 平成29年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 第8号議案 平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第11 第9号議案 平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第12 第10号議案 平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第13 第11号議案 平成29年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第14 第12号議案 平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第13号議案 平成29年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第16 第14号議案 工事請負契約の変更について（緑ヶ浜地区下水道管渠築造工事（第7工区））
- 日程第17 第15号議案 財産の取得に関する契約内容の変更について（新宮町消防団第11分団積載車更新）
- 日程第18 報告第1号 損害賠償額の決定及び和解について（分別収集回収ごみの飛散による車両損傷）
- 日程第19 報告第2号 損害賠償額の決定及び和解について（旧相島じん芥処理場付帯設備落下による建物損傷）

出席議員（10名）

1 番 上畝地白馬君

2 番 森 秀司君

3番	安武 寛憲君	5番	庵原 伸一君
6番	大牟田直人君	7番	高木 義輔君
9番	横大路政之君	11番	牧野真紀子君
12番	松井 和行君	13番	北崎 和博君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中野 哲之君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	長崎 武利君	副町長	吉村 隆信君
副町長	福田 猛君	教育長	宮川 優子君
総務課長	森 雅彦君	政策経営課長	太田 達也君
地域協働課長	藤田 暁美君	都市整備課長	本田陽一郎君
上下水道課長	森 一彦君	産業振興課長	笠井与志則君
環境課長	中村真一郎君	住民課長	阿部 智起君
健康福祉課長	桐島 光昭君	税務課長	竹上 健君
会計管理者	森 篤土君	学校教育課長	阿部 宏紀君
社会教育課長	西田 大輔君	子育て支援課長	大原 稲子君

午前9時30分開会

○議会事務局長（中野 哲之君） 起立。礼。御着席ください。

○議長（北崎 和博君） ただいまから、平成30年第1回新宮町議会臨時会を開会します。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（北崎 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、9番、横大路政之議員。11番、牧野真

紀子議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定について

○議長（北崎 和博君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日、一日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第1号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第3、第1号議案、専決処分について（平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） おはようございます。第1号議案、専決処分について御説明申し上げます。

平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について、平成29年12月26日付けで専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

理由といたしまして、第1貯水池取水ポンプ更新工事に要する経費が必要になったため、平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,424万3,000円とするものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳出を御説明いたします。

1款1項1目事業費の増400万円は、平成17年度に設置した第1貯水池のナンバーワンポンプが平成29年12月14日漏電により使用不能となり、調査点検の結果、修理不能と判断されました。

したがって、緊急なポンプ更新工事が必要になったことによるものでございます。

これに充てます財源といたしまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

4款1項1目の一般会計繰入金で収支調整をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今、修理不能ということで説明がありますが、工事についてはもう既に終了しているのかどうかをお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） はい、お答えいたします。ポンプ自体は製作等ができ上がっておりますが、天候不順によりまだ設置自体は終わっておりません。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） それでは、修理不能となっておりますけど、いつまでこれを、修理が、まあ設置工事ですけど、終わるといふふうに考えてありますか。お伺いします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 今、設置工事を出しております業者に、本来ならば、1月23日に設置する予定で段取りを組ませていただいておりますが、その部分が船舶の運航ができなかったものですから、2月の初旬までには設置するような計画で今進めております。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 2月の初旬でポンプを替えるということで、ここの分については大丈夫だということに理解しているのかどうか、お伺いします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 今、ナンバー2のポンプが稼働しておりますので、その部分までには、なるべく早い時期に設置したいと考えておりますが、今、1カ月程度ナンバー2のポンプが稼働しておりますので、なるべく早く設置したいと考えております。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第1号議案、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4. 第2号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第4、第2号議案、専決処分について（平成29年度新宮町一般会計補正予算について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第2号議案、専決処分について（平成29年度新宮町一般会計補正予算について）、平成29年12月26日付けで専決処分したので報告し、承認を求めるところでございます。

理由といたしまして、簡易水道事業特別会計の繰出金が必要となったため、平成29年度新宮町一般会計補正予算（第7号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

次のページに専決処分書をつけております。

今回の一般会計補正予算につきましては、先程の新宮町簡易水道事業特別会計の補正予算に伴いまして、一般会計から簡易水道事業特別会計への繰出金のためのものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億4,353万4,000円とするものでございます。

歳出について御説明をいたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、28節、簡易水道事業特別会計繰出金400万円を計上しております。

次に歳入について御説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

19款1項1目1節、繰越金400万円収支の調整をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第2号議案、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5. 第3号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第5、第3号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 第3号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由といたしまして平成29年8月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成29年12月15日に施行されたことに伴い、議会議員の期末手当の期別支給割合を改めるため、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

補足説明をいたします。

今回の町議会議員の期末手当の改正は、昨年8月に出されました国家公務員の人事院勧告を受けた形で国会議員等特別職の期末手当の引き上げに準拠するものでございます。

1ページをお願いいたします。

条例の改正分でございますが、第1条の改正は平成29年度分について改正するもので、第2条の改正は、平成30年度以降について改正するものとなります。

このことを、附則第1条第1項及び同条第2項で規定しております。

また、附則第2条につきましては平成29年度の期末手当は既に支給済みとなっているため、その部分は内払であるということを規定しております。

3ページをお願いいたします。

内容につきましては、この参考資料2のほうで御説明をいたします。

今回の改正による期末手当支給割合の年度別推移を載せております。現行の期末手当は6月期1.60月、12月期が1.65月、合計の3.25月となっております。

それを平成29年度は12月期0.05月引き上げ1.70月とし、合計を3.30月にいたします。

そして、30年度以降は年間支給割合合計のところですが、これを3.30月ということで、これは平成29年度と変更ございませんが6月期を1.625月、12月期を1.675月に変更するものとなります。

2ページには新旧対照表をつけております。

第1条の平成29年度分、第2条の平成30年度分以降に分けて作成しております。

御参照いただきたいと思います。以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第3号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第4号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第6、第4号議案、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 第4号議案、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、平成29年8月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成29年12月15日に施行されたことに伴い、町長等の期末手当の期別支給割合を改めるため、町長等の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

補足説明をいたします。

こちら先程の第3号議案での説明と同様に、国務大臣などの特別職国家公務員の特別給について、平成29年度人事院勧告に準じた改定を行うこととされたことに鑑み、新宮町長等の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

条例の改正分でございますが、これも先ほどの第3号議案同様に、第1条は平成29年度分についての改正部分となり、第2条は平成30年度以降分についての改正部分となります。

3ページの参考資料2をお願いいたします。

今回の改正による期末手当支給割合の年度別推移を載せております。

合計のところになりますが、年間支給月を平成29年度以降3.30月に改め、平成29年度につきましては、12月期で0.05月引上げて調整し、平成30年度以降分につきましては、6月期を1.625月、12月期を1.675月とするものとなります。

2ページには新旧対照表をつけております。御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第4号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第5号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第7、第5号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 第5号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、平成29年8月の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成29年12月15日に施行されたことに伴い、地方公務員法第14条の規定による情勢適応の原則に基づき本町職員の給与について同様の措置を講ずるため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

補足説明をいたします。

平成29年8月に出されました人事院勧告の給与勧告並びに本町条例改正の骨子は大きく3点ございます。

1点目は、民間給与との格差、これが0.2%ございまして、これを埋めるための俸給表の水準、町の場合は給料表の水準になりますが、これを引き上げるということ。

2点目は、職員のボーナスを年間0.1月分引き上げ、その部分は勤勉手当に配分するということ。

3点目は、平成27年1月に抑制された昇給を、若年層を中心に1号給回復させるというものでございます。

1ページの改正分をお願いいたします。

改正条例の構成といたしまして、第1条は平成29年度分の勤勉手当並びに給料表の改正を行うもので第2条は、平成30年4月1日からの勤勉手当の改正並びに字句の修正、削除を行うということでございます。

第1条前段部分の第22条の改正という部分につきましては、一般職と再任用職員の12月期の勤勉手当の支給割合の変更、後段附則第7項の改正は、55歳を超える課長級職員の勤勉手当の特例について改正をしております。

また、別表第1の改正は一般職給料表の改正で3ページから6ページまでのように改正するものとなります。

なお、この第1条につきましては平成29年4月1日に遡及して適用するということを附則第

1条で規定をしております。

第2条は、第1条と施行期日が異なるため、第1条の改正後さらに改正を加える、いわゆる第2段階式となっております。

第2条の改正文前段の第21条の改正部分は平成30年度以降の期末手当の改正で、第22条の改正は平成30年度以降の職員及び再任用職員の勤勉手当について改正を加えております。

また、附則第4項から第7項までを削るという規定につきましては、55歳を超える職員に係る給料手当の計算方法のこれについて、平成30年3月末までを期限として定めていたものを基幹計画経過により不用となるため削除するものでございます。

2ページの附則ですが、第3条の規定につきましては、平成27年4月に職員給与の昇給幅を抑制したものを、平成30年4月時点で37歳未満の職員につきましては、通常の定期昇給よりも1号上位の号給を昇給させるということで、当該抑制部分を回復させるということになります。

23ページをお願いいたします。

この表は一般職職員及び再任用職員の期末手当、勤勉手当の期別支給割合の変更載せております。

また、7ページから22ページまでは新旧対照表となります。御参照いただきますようお願いいたします。以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第5号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第6号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第8、第6号議案、平成29年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（笠井 与志則君） 第6号議案、平成29年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。次の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,932万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、先程第5号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、渡船事業特別会計に属する人件費関係の補正を行うものでございます。

まず10ページ、11ページ、歳出のほうから説明いたします。

1款1項1目事務費のうち、2節給料7万1,000円、3節職員手当等を4万7,000円増額するものでございます。

次に歳入の説明を行います。8ページ、9ページをお願いします。

4款1項1目一般会計繰入金、11万8,000円の増額は収支調整でございます。

なお、給与の詳細につきましては12ページ、13ページの給与費明細書を参照していただきますよう、よろしくお願いいたします。以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第6号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第6号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第7号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第9、第7号議案、平成29年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（阿部 智起君） 第7号議案、平成29年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,619万6,000円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、先程第5号議案、新宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定等に伴い、新宮町国民健康保険特別会計に属する人件費関係の補正でございます。10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出予算としまして、1款1項1目一般管理費は人件費関係の補正、併せて3節職員給与等のうち、時間外勤務手当の増は国の会計検査や現地調査に対応するために追加しております。

特定財源といたしまして、歳入、8款1項1目2節職員給与等繰入金を充てるものでございます。

なお、給与費明細書を12、13ページに添付いたしておりますので御参照ください。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第7号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第8号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第10、第8号議案、平成29年度新宮町後期高齢者医療医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（阿部 智起君） 第8号議案、平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明をいたします。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれそれぞれ3億547万6,000円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては先ほど第5号議案の条例改正に伴うもので、新宮町後期高齢者医療特別会計に属する人件費関係のみの補正でございます。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、2節給料、3節職員手当と、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金をそれぞれ補正するものものでございます。

次に8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出に充てます歳入としまして、4款1項1目1節前年度繰越金を計上し、収支調整を行っております。

12、13ページに給与費明細書を添付いたしておりますので御参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第8号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第8号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第9号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第11、第9号議案、平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） 第9号議案、平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について御説明いたします。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,639万4,000円とするものでございます。

最初に歳出から説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費のうち、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金の増額につきましては、全て先程の第5号議案と同様の人事院勧告によるものであり、2節給料及び3節職員手当のうち、地域手当、及び期末手当については、医師のみに関するもの。

3節職員手当等のうち勤勉手当及び4節共済費につきましては、医師及び看護師に関するもの。

19節負担金補助及び交付金につきましては、看護師のみに係るものでございます。

続きまして歳入の説明をいたします。戻りまして8ページ、9ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金の13万円の増は、歳出の増に伴います収支調整でございます。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第9号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第10号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第12、第10号議案、平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第10号議案、平成29年度相島簡易水道事業特別会計補正予算

について御説明します。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,549万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,973万8,000円とするものでございます。10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。現在、第1貯水池の水量がこのまま雨が降らなければ、配水量が65トンで推移した場合、残り15日分程度となっております。

昨年から海水淡水化装置の検討をしてみましたがいりませんが、今年1月になり国の附属機関が所有している最大50トンの淡水化できる災害非常用の海水淡水化装置の借用ができることが判明いたしました。

このことから、ライフラインに関わることで緊急を要するため、渇水対策による海水淡水化装置の設置及び運営経費を計上させていただいております。

海水淡水化装置の設置計画について補足説明させていただきます。

お配りしております臨時会補正予算資料をお願いいたします。

平成30年1月25日現在の第1貯水池の水位は2.5メートルで、先程説明しましたように想定取水可能日数は15日分程度となっております。

現在、島民の方には節水をお願いしておりますので、日量配水量は52トン程度まで減っておりますが、それでも18日分から20日分となります。

昨年11月から12月にかけて、降雨が非常に少なく、第1貯水池の水量が著しく低下したため緊急措置として第1貯水池の水量が一定量に回復するまでを目的とし、一時的に海水淡水化装置を導入することとしております。

借用先は独立行政法人水資源機構で、借用期間を2月から3月までの2カ月を予定しております。

稼働までの期間は、申し込みから10日程度と確認しております。

設置場所は真珠養殖に対する高塩度の排水の影響を考慮し、湾外に面した島南側の公園付近を予定しております。

議会運営委員会では、火葬場付近と説明していましたが取水ポンプの設置場所の関係で公園付近に変更しております。

施設能力は1日最大50トンでございますが、夜間に海淡の生産水を浄水場に搬送することにより問題も多く難しいため、今回は6時から19時までの稼働とし、日量20トンから22トンの生産水で対応する計画でございます。

住民への配水方法としましては、生産水を浄水場に車両で搬入し、井戸水や第1貯水池の原水と混合して浄水し、配水管から各家庭に日量50トン为目标に配水することとしております。

しかしながら、このまま渇水が続くと第1貯水池の原水がなくなることが想定されます。

その際は海淡の生産水と井戸水による配水となり、配水量は10トン程度目減りすることとなります。

そのため、島民の方にはなお一層の節水とお願いしていくこととしております。

参考資料として、平成15年度に海水淡水化装置を設置したときの設置及び撤去の費用を、裏面に設置箇所及び搬送経路、海淡水のフロー図を掲載しておりますので御参照ください。

費用の詳細につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の10ページ、11ページにお戻りください。

1款1項1目事業費で、生産水の運搬、施設管理等に係る臨時雇賃金259万6,000円、職員派遣の相島までの旅費6万9,000円、海水淡水化装置を稼働する発電機や生産水運搬車両の燃料費や消耗品等による需用費155万5,000円、海水淡水化装置の設置技術支援等の委託料や電気設備管理委託料891万円、設備運搬のための台船借上料及び生産水運搬のための車両借上料201万6,000円、継手等の材料費10万7,000円、水中ポンプ等の備品購入費24万2,000円を計上しております。

これに充てます財源としまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入で、4款1項1目の一般会計繰入金で収支調整をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。海水淡水化装置を稼働するに当たって必要となる経費は、これ今予算計上されてるもので全てなんですかね。要望として記載されとる分が入ってる費用、入ってない必要があるのかないかわからないんでちょっと確認させていただきたいんですけど、まず、海水淡水化装置を運転するに当たって発生する人件費、例えば運転管理の必要性はないんですかね。

その辺の、何でしょう、運行計画というか、どういうふうになっておるのか御説明をいただきたいと思います。

それから、これは2カ月間の暫定的な措置というふうに説明を受けましたが、今後、要するに、4月以降、新年度以降の恒久的な対策の検討状況について御説明をいただきたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） はい、今回の海水淡水化装置に対する経費の関係ですが、運行計画の中には、淡水化装置の運行計画に対する経費はすべて含まれております。

職員の給与費はちょっと除かせてもらっておりますが、その分についての計画には含まれております。

稼働するに当たっては、水資源機構から遠隔操作っていうか、その部分のところについては機構がコンピュータ等で管理するというところを行っております。

あと発電機を動かしますので、燃料費の補給等については臨時雇賃金の中で含めさせていただいております。

費用の件については、以上でございます。

それと恒久的なこの水管理の計画でございますが、今ダムが漏水しているということを伝えておりましたが、その部分については、なるべく早く工事にかからせていただきたいと思って、予算措置がつけばなるべく早く工事にかからせていただきたいと思っております。

その部分についてやっぱり第1貯水池が最大6メートルのところ1メートルほど漏水によって減るというがわかっておりますので、その調査結果の部分のところも出ておりますので、その部分の設計はもうでき上がっておりますので、その部分についてなるべく早く発注して、その解消に努めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 水ですから島民の皆さんにとっては命にかかわる問題ですよ。

もちろん、その行政が放置しとるといふ、そういう意味はありませんけれども、少なくともやはり島民の皆さんに対して節水を呼びかけると同時に、先に向けた対策の具体性を説明しないとただ節水してくださいでは、不安が重なるばかりだろうというふうに思います。

ですからやっぱり恒久的な対策をどうするのかを検討状況については逐一、やはり我々はもちろん予算措置の関係がある訳ですから、説明をいただくと同時に島民の皆さんに対してもやはり具体的な方向性をより早く情報提供するということが大事だろうというふうに思いますので、いずれにしても、これから当初予算に係る審議にかかわっていく中で早急に方向性を示せるような企画、計画づくりを早急に急いでいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 議員さん御指摘のとおり、私どももこのまま放置することはできませんので、なるべく早く計画等を進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 他に。高木委員。

○議員（5番 高木 義輔君） 関連してでございますが、島民の皆さん方に今の現状を含めた流れ、先程話があった今後の問題含めて、今の現状を含めて、今後こうして詳細な計画は我々に御説明があったようなことを、島民の皆さん方にはもうお話になって、一応納得していただいているかどうかわかるかどうか、その辺をお聞きしたい。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） はい、お答えさせていただきます。今現在、区長さん等には十分

に御説明させていただいております、住民の方にも一軒、一軒、節水のパンフレット、それと状況を説明させていただく文書を配らせていただいております。

また、今ミキモトの真珠養殖等で水を使うところについては、個別にまた御説明に行き、今の現状等を説明させていただいて納得していただいている状況でございます。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。他に。松井議員。

○議員（12番 松井 和行君） 確認ですけど、結局このまま雨が降らなかったら、この2カ月で限定されていることは延長する可能性はあるんですか。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） はい、今現在、2カ月としておりますが、降らなければ延長する可能性はございます。

その部分については、当初予算等におきまして計上させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。他に。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） はい。臨時雇賃金はこの2カ月間で259万6,000円というような臨時雇賃金を計上してある。

時間を6時から19時とかいうふうな形で職員をされるのか、臨時雇賃金は何名ぐらい予定してあるとですか。非常に2カ月間ですと金額的に非常に何か高いというふうな思いますけど、どのような臨時雇いのことを考えてあるのかお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） この金額についてはちょっと最大限とっておりますので、これまでかかるとは思いませんが、61日分の6時から19時までの部分の4名分を計上させていただいております。

○議長（北崎 和博君） はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） その6時から19時の間で4名で色々な水について運搬して、その対応していくというふうな理解でいいとですか。臨時雇賃金については、例えば1時間当たりいくらというふうな形で、結局、臨時雇賃金を払われるのか。

例えば6時ですので、行って、少し高いのか、そのあたりはどのようになっていますか。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 今、予算計上させていただいてるのは1時間当たりの単価で計上させていただいておりますので、全てがやっぱりお仕事もいろんな漁業者等も、お仕事をもちでありますので、交代でしていただく部分のところ、1日単価ではございませんので、時間的などところで計算させてます。

また、その人が集まなければ職員等で対応していきますので、その部分についてはここまで臨時賃金がかからないところもございます。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） もう一つ、申し込みから10日程度っていうことですが、これよりも1月29日に申し込み予定というふうに書いてありますけど、1月29日に申し込みをしてからそれから10日程度、設置までかかるっていうことですか。それとも何か緊急に水が足りないので、この説明の資料によるとその日時的で水が足るのかなというふうに思いますけど説明をお願いします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） はい、私共補正予算提出させていただいておりますので、この議会で御議決いただければ、なるべく速やかにしたいと思います。今日は金曜日ですので一応29日の月曜日にすぐにメール等で申し込みをさせていただきたいと考えております。

今日金曜日で、月曜日にその話は明日、水資源機構ともお話を今、設置場所等も進めさせていただいておりますので、その部分のところについては事前のお話ですが、進めさせていただきます。

来るのが、埼玉の方に今、装置がございますので、それを搬送してきますので設置までに10日程度かかるということでございます。

今、水事情でございますが、その部分については、今職員等、また相島の委託業者のところ少量の水でございますが、一生懸命水を集めながら進めさせていただいておりますので、今のところ設置までは水は持つというような形になっております。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 非常に水が足りないということで今説明があつてるのに、設置まで10日かかるし、今説明で埼玉からとかいうようなことで、それまでは何か職員が何かチョコチョコ集めてっていうように聞こえますけど、今この提案されてるのは非常に相島の水事情が厳しいということで説明受けて、議会に提案されてるわけですが、設置まで10日ぐらいもかかるし、それから稼働するまですぐ対応できると思つてないんですけど、水事情が非常に厳しい中で大丈夫かということをお尋ねしたことですけどね。ちょっともう少しこうわかるように説明をお願いします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 当初説明しましたように、今現在後15日程度ということで御説明申し上げております。

その部分で、設置まで、水がつかれるようになるまで10日程度ということでございますので、

ぎりぎりにも間に合っていくんじゃないかと考えております。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですかね。いいですか。他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第10号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第11号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第13、第11号議案、平成29年度新宮町水道事業会計補正予算について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第11号議案、平成29年度新宮町水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、平成29年度水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款水道事業費用補正予算額42万7,000円を増額し、合計の6億7,305万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、第5号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、新宮町水道事業会計に属する人件費関係の補正を行うものでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費42万7,000円を増額し、合計の5,096万3,000円とするものでございます。

次に6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の、支出、第1款1項10目原水及び浄水費及び3目の総係費の増は、先程説明しました人件費関係の補正に伴うものでございます。

なお詳細につきましては、4ページ、5ページの給与費明細書を御参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第11号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第12号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第14、第12号議案、平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第12号議案、平成29年度新宮町公共下水道特別会計補正予算について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ14億4,848万8,000円とするものでございます。

第2条で地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許明許費を定めております。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の2款1項1項の事業名、公共下水道事業、金額1,136万8,000円は、夜間第2雨水幹線改修事業の詳細設計業務委託において、JR九州との事前協議に時間を要したため、業務期間が翌年度へ跨がることによるものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

今回の補正は第5号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、新宮町公共下水道事業特別会計に属する人件費関係の補正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては12ページ、13ページの給与費明細書を御参照ください。

歳入につきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

5款1項1目、前年度繰越金で収支調整をしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第12号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第13号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第10号、第13号議案、平成29年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第13号議案、平成29年度新宮町一般会計補正予算について御説明をいたします。

今回の一般会計補正予算は人事院勧告に伴う人件費などと、他会計への一般会計からの繰出金、それと、ふるさと納税と、旧相島塵芥処理場に関するものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億534万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億4,888万2,000円とするものでございます。

人件費に関しましては、先程来の人事院勧告に伴います、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と、町長等の給与に関する条例と、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴いますものとなっております。

その他の歳出に関しましては、10ページ、11ページからお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の13節、ふるさと納税事業委託料と、14節、公金システム使用料を収入見込み額を勘案し、1億8,402万4,000円計上しておるものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費28節、国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計繰り出すものでございます。

16、17ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費28節、簡易水道事業特別会計繰出金は一般会計から当該特別会計へ繰り出すものでございます。

18、19ページをお願いいたします。

2項2目じん芥処理費15節、相島じん芥処理場解体工事費93万円は、旧相島じん芥処理場の煙突部分の劣化により隣接する住宅や往来する島民などに重大な影響を及ぼすおそれがあるため当該部分を除却するための経費を計上しております。

24、25ページをお願いいたします。

13款1項1目繰出金28節、渡船事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り

出しをするものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては17款1項1目1節ふるさと寄附金3億円を計上し、18款2項2目1節財政調整基金繰入金で収支調整をいたしております。

尚26ページ以降の以降に給与明細書を添付しておりますので御参照をして下さい。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 11ページのふるさと納税の関係ですけど、おもてなし協会の方に委託されていると思いますけど、このようにして金額が増えてきておりますけど、おもてなし協会とのこういうふうな業務とか委託については、金額等が大分変更なっておりますけど、変更する手続とかいうのは何かあるのかお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） はい、お答えいたします。おもてなし協会に対する委託料につきましては、年度当初契約を結んでおりまして、寄附金額の6割をお支払いするという事で平成29年度はなっております。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 説明がありましたように当初契約をしてあるということで、6割を結局おもてなし協会というふうな形でしょうけど、当初の時については当初予算に計上されていた契約の内容に6割でされるということですけど、このような形でどんどんこう金額が多く大きくなるに当たっては、その都度おもてなし協会の方も金額が変わるので、契約形態変更の手続等とかいうのは事務的にやっていかないでいんですかっていうのをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） はい、基本的に平成29年度に関しましては6割でお支払いすると以前から御指摘いただいておりますように、6割で支払った分、それから経費を差し引いた分の剰余金の処分につきましては今後おもてなし協会中で精査をされるということで、今後また平成30年度に関しましては、またおもてなし協会とこの契約のあり方について協議をするということでございます。

今年度に関しましては、6割でお知らせということになっておりますので今回3億円を計上した分につきましては、その6割相当分を追加で支払う委託料としてお支払いするという事にしております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 6割の件については理解はしてるとですけど、ただ今言いますように当初の中でそういうふうな形でおもてなし協会について6割というふうな形では、当初計上された金額等によってされておるといのは理解しておりますけど、このような形でどんどの金額が変更になっているいくので、事務的にそういうふうな契約変更の内容の手続はしていかないでいいんですかっていうのをちょっとお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 契約の内容が給付金額の6割をお支払いするということですので、寄附金額が上がれば当然6割相当分程度増えてまいりますので、変更の手続というのとは考えておりません。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかに。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、同じくお尋ねをします。

今の御説明の中にもありましたように6割相当額でこのまんま推移すると、昨年度以上に剰余金が発生するのではないかなというふうに想定するんですが、その剰余金の処分でそれをどのようにお考えになったのか、要するに剰余金のまず予想額、このまま推移したときの予想額と、それから、その処分についてどのように行政としてですよ、どのようにお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） はい、お答えいたします。今現在、この剰余金についてはおもてなし協会と最終的な数字が確定してませんけども、既にもう10億円近くになってるということを含めて、最終的には10億円を超え、11億円近くになるだろうという想定の中で、今検討しています。

概ね全体の寄附額に対して4%前後が剰余金になるのではないかなというのが今推移でございます。

今御指摘の方に、昨年度から比べてもかなりの額が剰余金として発生する見通しがありますので、その中でおもてなし協会が町の今ある地域振興、観光振興に目を向けて活動してますから、それに関連するような活動をするのに従事するような、そういったものに優先的に支出していこうということで当面ももとの6億で想定で年間計画をしておりましたものが約2,000万程度でございますが、それを既にも超えてきてますので、それ以上のものについては今どういうものに優先するのかっていうのはもう日々今検討しております。

そして、実は2月の初めにおもてなし協会の理事会がございまして、その中で、一応理事会にお諮りして確認した上で議会の方にも同じような内容を御説明するに手順で作業しておりますので、もうしばらく明細については待ついただければと思います。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 具体的に何に使っていいとか、悪いとかということは今この段階で議論できる状況では私はないと思いますんで、それはそれとして、まずやはり本来の行政が委託する段階で、やはりどうあるべきかっていうのをもう1回、今後のこともありますんで是非、もう1回内部検討をお願いしたいというふうに思ってます。

というのは、要するに例えば、今回の単純計算、4%位見通しですということであれば、4,000万円ぐらいが剰余金として発生する可能性があるわけですが、それをおもてなし協会が内部で事業費として処理すると、要するに、利用するというようになってくると、本来、税金もしくは寄附金として入ってきたお金が議会の議論を経ずに事業費に充てるというのはね、これは私はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですね。

本来行政予算というのは議会議決をもって執行されるわけですから、それが議会議決を経ずして処分されるということになっていくわけですから、そのあり方そのものをもう1回、これでいいのかどうか是非検討していただきたいなというふうに私は思っています。

ですから、おもてなし協会が行政の一翼を担って、そういう事業費に使うといういうことであれば、やはり議会議決を経た行政予算の執行ということと、同レベルで私は位置づけていただきたいなというふうに常々思ってますんで、一旦委託費として払った以上、おもてなし協会の組織として処分できる金ではあるんですが、その本質、性質からいくとそれが果たしていいものかどうかというの、私は議論の余地があるんじゃないかなというふうに思っています。

ですから常々繰り返し申し上げてきたわけですから、もう一度、この剰余金をどう処理するのかということ行政として方向性を是非考えていただきたいというふうに思っています。

ここで結論を出そうと思いませんので、問題提起として受けとめてください。以上です。

○議長（北崎 和博君） 答弁はいいですか。はい、ほかに。牧野議員。

○議員（11番 牧野 真紀子君） 19ページのじん芥処理費の相島じん芥処理解体工事のことについてなんですけれども、やはりこの煙突、焼却場ですのでダイオキシンが発生して、やはり簡単にやっぱり普通の一般のあれはちょっと難しいんじゃないかと思うんですが、説明の時に当初、専門業者に頼んできた金額よりも、その当時この解体工事する時に同じように関係者が島にいらっしゃるということで、その方をお願いすると台船代がその分割安になるので93万円で作れるというようなお話を伺ったんですけれども、そういったダイオキシン問題で衛生面・安全面でそういった方たちがしても問題ないのかということをちょっとお伺いしたいんです。

○議長（北崎 和博君） 環境課長。

○環境課長（中村 真一郎君） はい、お答えいたします。それにつきましては専門業者のほうに確認をいたしまして、煙突の部分で作業するところについては問題ないと、当然うちの方も防塵マスク、防護服は渡して、していただきますし、作業的にも問題ないということを専門業者のほう

うに確認して町内の業者さんをお願いをっていう形で考えておるところでございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） 牧野議員。

○議員（10番 牧野 真紀子君） やはりそれは今までずっと同じものをされていた方は専門的に、ずっとできると思うんですけども、やはりそういう慣れない工事をされるということですので、安全面をしっかりとですね、対応は今、防護服なりそういうマスクなりと言われてたんですけども、やはりちょっとでも触ったり粉じんを吸ったりするとそういったことがあるということをお聞きしてますので、そのところしっかりと確認して、もっとやっていただきたいなと思いますので、そのところの注意をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 環境課長。

○環境課長（中村 真一郎君） はい、作業環境の安全確保っていうことで専門業者が言っている以上のことで対応していきたいというふうには考えておりますので、そういうふうに進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい他に。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第13号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第14号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第16、第14号議案、工事請負契約の変更について（緑ヶ浜地区下水道管渠築造工事（第7工区））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 第14号議案、工事請負契約の変更について（緑ヶ浜地区下水道管渠築造工事（第7工区））について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。

記といたしまして、1、契約金額、変更後の契約金額を5,896万1,520円に変更するものでございます。

変更前が6,210万円でしたので、313万8,480円の減額となっております。

理由といたしまして、緑ヶ浜地区下水道管渠築造工事第7工区について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要性が生じたので変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるも

のでございます。

1 ページをお願いいたします。

参考資料（1）といたしまして、具体的な変更理由を記載しております。

本工事における試掘を実施した結果、NTTのケーブルが想定よりも浅く埋設されており、各敷地から排水管を当初より浅く埋設することができるようになったため、推進工法から開削工法に一部変更することにより工事費を減額するものでございます。

（2）の契約の概要の契約の相手方、工期につきましては記載のとおりいずれも変更はございません。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第14号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第15号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第17、第15号議案、財産の取得に関する契約内容の変更について（新宮町消防団第11分団積載車更新）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 第15号議案、財産の取得に関する契約内容の変更について（新宮町消防団第11分団積載車更新）について、下記のとおり財産の取得に関する契約の一部を変更するものでございます。

記といたしまして、1、納期変更前の納期は平成30年2月28日までを平成30年4月20日までに変更するものでございます。

理由といたしまして、新宮町消防団第11分団積載車更新について財産の取得に関する契約の内容を変更する必要があるため、変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、変更理由を記載しております。

本契約において更新する新宮町消防団第11分団の積載車については、日産自動車株式会社製のシャーシーを使用する予定としておりましたが、同社の問題による全社出荷停止等の措置によ

り、当該積載車の製作工程が大幅に遅れたことから、納入期限を変更するものでございます。

(2) の契約の概要の中の契約の相手方、契約金額につきましては記載のとおりでいずれも変更はございません。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。はい、横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。一般的な商取引において納期が遅れた場合には何がしかのペナルティーが私はあるべきだろうというふうに思うんですが、今回の場合は納入業者の責任ではないにしろ、社会的な問題になりました自動車メーカーの検査体制の件が多分影響してるんだらうというふうに思って思うんですが、事情はわかるにしてもこれはそのまま何もペナルティーなしに、そうですかって納期を延長するっていうのはどうかなというふうに私は思うんですが、商契約の何でしょう、ルールっていうかマナーっていうかの上においては何がしかのペナルティーが私はあるべきじゃないかなというふうに思ってるんですが、その辺はどういうふうに解釈されておりますか。

○議長（北崎 和博君） 地域協働課長。

○地域協働課長（藤田 暁美君） はい、お答えいたします。納期の遅れにつきまして、一応、物品購入契約の約款の中に損害金の請求だとか、納入期限の延長とかいうこの項目がございまして、これに基づきまして請負業者の責任帰すべき事由により納入期限が遅れた場合は損害賠償金の請求ができますが、議員おっしゃられた通り当事者でございませぬので、第三者の影響による納期の延期っていうことでございませぬので損害賠償金の追求はできないだろうというふうに考えております。

それから納入期限の延長につきましても、天災、その他の乙の責任に帰することができない事由により、納入期限の期限内に当該物品を完納することができない場合は納入期限の延長ができるように定めておりますので、これに基づきまして今回の契約変更、納期の延長になりますが契約の変更させていただきたいというふうに提案させていただいております。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） ニュース報道等であれだけ騒がれるといかにも天災であるかのごとく、感じると思うんですが、あれはまさしく1企業もしくは、1メーカーのミスですよ。

こういうものが、やはり臨時議会を開かないかん状態を発生させる。たまたま臨時議会があったからここに出てきてるだけで、もしその案件がなければこの件で臨時議会を開かないといかん可能性も私はあったと思うんですね。

ですから、やはり交渉もしくはその契約のあり方についてはその辺を是非検討していただきたいなというふうに思うんですね。

これ天災じゃなく人災だと思ってるんですけど、こういうことは今後行政と取引する業者さんの言ってみれば責務として、やはり重大な責務を負うんだということを認識してもらうためにも臨時議会を開かないかん案件であるということは、よく相手方に理解していただいて具体的に損害賠償金を請求することはないまでも、やはり注意義務事項として大いにやっぱりきちんとした、アピールっていうか申し付けを是非やっていただきたいなというふうに思っています。

○議長（北崎 和博君） 地域協働課長。

○地域協働課長（藤田 暁美君） 確かにそういった御指摘は十分守っていかなくやいかんと思っております。

ただの請け負う業者としましては遅れないようにその他の方法など、全て検討した結果やはり、今のままの日産の方から納入したほうが一番短期間で損害が少ないような状態の中で納入できるというふうな経過報告書もきておりますので、それを模範、参考にしながら今回のような形になったということでございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第15号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 報告第1号

○議長（北崎 和博君） 日程第18、報告第1号、損害賠償額の決定及び和解について（分別収集回収ごみの飛散による車両損傷）を議題といたします。

内容の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（中村 真一郎君） 報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。次のページをお願いいたします。

専決第17号、専決処分書。平成29年10月22日に新宮町内において発生した、町地域分別収集回収ごみが強風により飛散したことを起因とする車両損傷の事項について、これに対する損害を下記のとおり賠償し、和解するものでございます。

1、損害賠償額18万5,000円。

2、損害賠償及び和解の相手方、別紙のとおり2ページに住所・氏名を掲載しておりますので御参照ください。

3、和解の条件、本件に関して上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第19. 報告第2号

○議長（北崎 和博君） 日程第19、報告第2号、損害賠償額の決定及び和解について（旧相島じん芥処理場付帯設備落下による建物損傷）を議題といたします。

内容の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（中村 真一郎君） 報告第2号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。次のページをお願いいたします。

専決第1号専決処分書。平成29年10月22日に新宮町内において発生した旧相島じん芥処理場の煙突の付帯設備である梯子が強風により落下したことを起因とする建物損傷の事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償し、和解するものでございます。

1、損害賠償額、6万5,880円。

2、損害賠償及び和解の相手方、別紙のとおり2ページに住所・氏名を掲載しておりますので御参照ください。

3、和解の条件。本件に関して上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

○議長（北崎 和博君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長（北崎 和博君） これをもちまして全日程を終了し、平成30年第1回新宮町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年2月26日

議 長 北 崎 和 博

署名議員（9番） 横大路 政 之

署名議員（11番） 牧 野 真紀子